**平成２９年（フ）第５１８号**
東京都府中市緑町３丁目７番地の３
破産者　株式会社ワット
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第１０５８号**
東京都あきる野市舘谷111番地１第２グリーンヒル101号
破産者　原　　章人
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第１１１５号**
東京都立川市砂川町４丁目30番地の６
破産者　株式会社彩月商事
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第１１１６号**
埼玉県入間市上藤沢370―１―310、住民票上の住所東京都立川市砂川町４丁目30番地の６
破産者　林　健太郎
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第１１３９号**
東京都立川市羽衣町２丁目32番４号園田ビル２号室
破産者　株式会社大雅
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第１１４０号**
東京都日野市旭が丘４丁目７番地の５シティハイツ日野旭が丘５―503
破産者　村田　律子
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第２１２５号**
横浜市青葉区美しが丘１丁目５番１号
破産者　アンティーブ株式会社
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第２２３１号**
神奈川県藤沢市鵠沼海岸５丁目８番７号
破産者　有限会社大塚商事
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第２３３０号**
神奈川県鎌倉市御成町12番地８号
破産者　有限会社ティアンドワイビジネスクリエイション
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第３９号**
岐阜県美濃加茂市中富町１丁目２番29号
破産者　株式会社綜合フード
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

**平成２９年（フ）第５８５号**
京都市中京区東洞院通御池下ル笹屋町445番
破産者　株式会社シーピーコーポレイション
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第９２７号**
大阪府東大阪市横小路町５丁目３番20号
破産者　有限会社桐山商会
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第３６８号**
岡山市北区田中624番地11
破産者　佐藤　一明
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第７８号**
広島県呉市音戸町波多見６丁目１番79号
破産者　有限会社久保山建設
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所呉支部

**平成２７年（フ）第９０号**
山口県下松市望町５丁目５番５号、登記記録上の住所山口県下松市大字末武中557番地の５
破産者　森川精機株式会社
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所周南支部

**平成２９年（フ）第１０３号**
愛媛県四国中央市妻鳥町1706番地４
破産者　株式会社しらゆり
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

**平成２９年（フ）第６４号**
福岡県大牟田市大字三池427番地６
破産者　有限会社タナカヤ
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所大牟田支部

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２９年（フ）第１０１号**
長崎県佐世保市光月町８番13号　102、前住所長崎県佐世保市名切町339番地20
破産者　中山　末孝
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２９年（フ）第１０７号**
長崎県佐世保市横尾町169番地３、前住所福岡県福岡市東区馬出６丁目12番33―909号
破産者　大塚　秀一
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２９年（フ）第９６号**
青森県八戸市大字糠塚字平中25番地４　シティハイムグロワール101号室、前住所青森県八戸市高州２丁目22番38号　アーバン高州202号室
破産者　神　　光
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係